

木造住宅耐震診断士派遣事業について

～地震による家屋の倒壊から生命を守るため、住宅の耐震診断を受けてみませんか～

市では「木造住宅耐震診断士」の派遣事業を実施します。

この事業における耐震診断は、一般財団法人日本建築防災協会の定める一般診断法で、耐震補強が必要かどうかを診断するものです。

○受付期間 7月13日(月)～9月30日(水) 8:30～17:15

※土・日曜日、祝日を除く

○対象住宅 市内にある戸建住宅で次の要件のすべてに該当するもの

- ・昭和56年5月31日以前に着工されたもの
- ・地上階数が2階以下のもの
- ・延べ床面積が30㎡以上のもの
- ・木造であり在来軸組工法、伝統的工法及び枠組壁工法（ツーバイフォー）によって建築されたもの
- ・店舗等住宅以外の用途を兼ねる場合は延べ床面積の2分の1以上が住宅のもの
- ・過去にこの制度により耐震診断を受けていないもの

○対象とならない住宅

- ・木造以外で建築されたもの（鉄骨造、鉄筋コンクリート造等）
- ・丸太組工法（ログハウス）、プレハブ工法等によって建築されたもの
- ・東日本大震災等災害で被災した住宅で、全壊・大規模半壊・半壊と判定された住宅

○募集棟数 5棟（先着順）

※原則として1所有者1棟

○個人負担金 1棟2,000円

○申込資格 上記の対象となる所有者及び世帯員が市税（市民税、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税等）を滞納していないこと。

○申込方法 所定の申込書に必要書類（建築確認通知書または建築工事届出書の写し等）を添付し、本庁2階都市建設課に提出してください。

※申込書は本庁都市建設課及び各総合支所経済建設課にあります。

※建築確認通知書、建築工事届出書がない場合は、固定資産所有証明書の写しを添付してください。証明書は本庁税務徴収課及び各総合支所市民福祉課で発行しています。

○注意事項

- ・耐震改修工事を実施するには更に精密診断が必要になります。
- ・耐震診断（一般診断）は建築当時の耐力を診断するものであり、東日本大震災による被災状況を診断するものではありません。
- ・診断結果は、り災証明に関する調査及び地震保険の損害調査には使用できません。

申込・問 本庁 都市建設課都市整備G ☎52-1111 内線254

指定難病特定医療費受給者証更新手続きのお知らせ

指定難病特定医療費受給者証（有効期限が平成27年9月30日まで）をお持ちの方は、更新申請の手続きが必要となります。

○受付期限 9月30日（水）

月～金曜日 8:30～17:15

※期間終了後の手続きはできず、新規扱いとなります。

○受付場所 常陸大宮保健所

問 常陸大宮保健所健康指導課 ☎55-8424

〈記号の見方〉

問：問い合わせ **申込**：申し込み先 **本庁**：常陸大宮市役所 **山支**：山方総合支所 **美支**：美和総合支所 **緒支**：緒川総合支所
御支：御前山総合支所 **教委**：市教育委員会 **教山**：山方事務所 **教美**：美和事務所 **教緒**：緒川事務所 **教御**：御前山事務所
かがやき：総合保健福祉センター（かがやき） **社協**：社会福祉協議会 **G**：グループ

国勢調査 2015

国勢調査は、日本の最も重要な統計調査です。

10月1日現在で実施します。

ご協力をお願いします。

